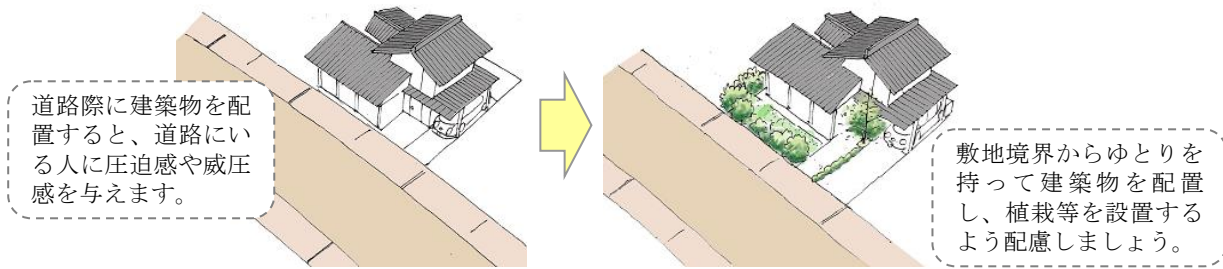


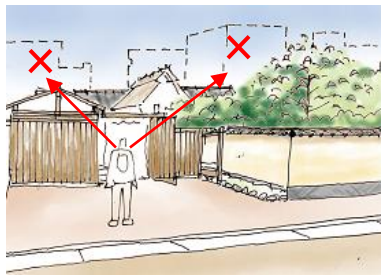
6. 景観形成基準（建築物・工作物）

①位置（配置）

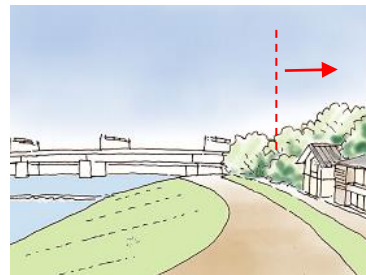
- ・道路等の公共空間にゆとりを感じさせるように建築物・工作物の位置に配慮すること



- ・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること
- ・筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること



視点場からの眺望を阻害しないように、建築物の位置や、緑化による修景に努めましょう。



出来る限り河川区域境界から後退し、植栽等を設置して筑後川の良好な景観を確保しましょう。

②高さ

- ・中低層のまちなみから突出した印象を与えない高さに努めること

中低層のまちなみから突出した印象を与えない高さ（4階建て以下）に努めましょう。

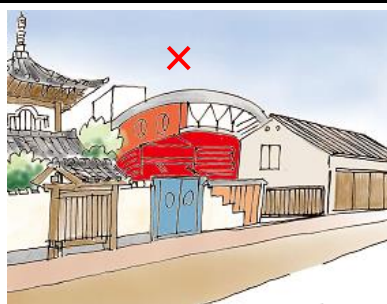


●5階建て以上を建てる場合
突出した印象を与えないような景観上の配慮をして頂いたうえで、景観審議会で協議させていただきます。

③形態・意匠

- ・歴史的な建造物等との調和に配慮したデザインとするよう努めること
- ・長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること

奇抜な形状の建築物が、まちなみの雰囲気壊してしまいます。



歴史的な建造物等と調和したデザインが一体的な美しいまちなみを形成します。

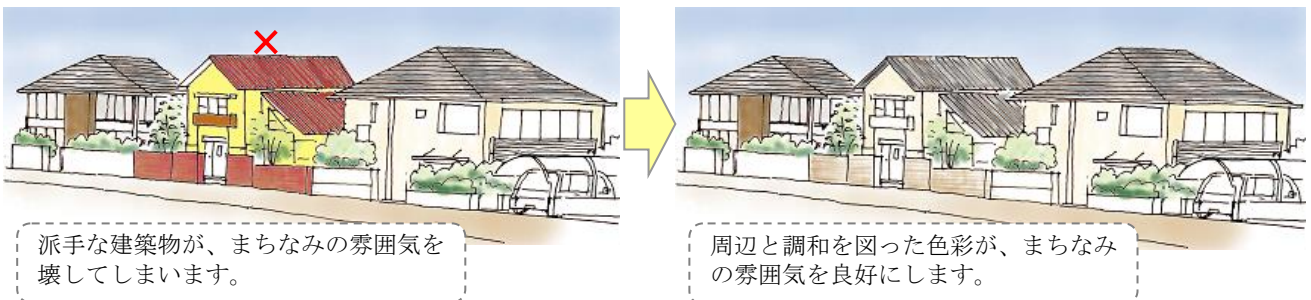
④色彩

- ・歴史的な建造物や自然との調和に配慮し、外観の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には統一感のある配色になるよう努めること
- ・明度は歴史的な建造物や自然との調和に配慮すること
- ・マンセル値によりR、YR、Y系は彩度3を、GY、G、BG、B、PB、P、RP系は彩度1を超える色彩を使用しないこと

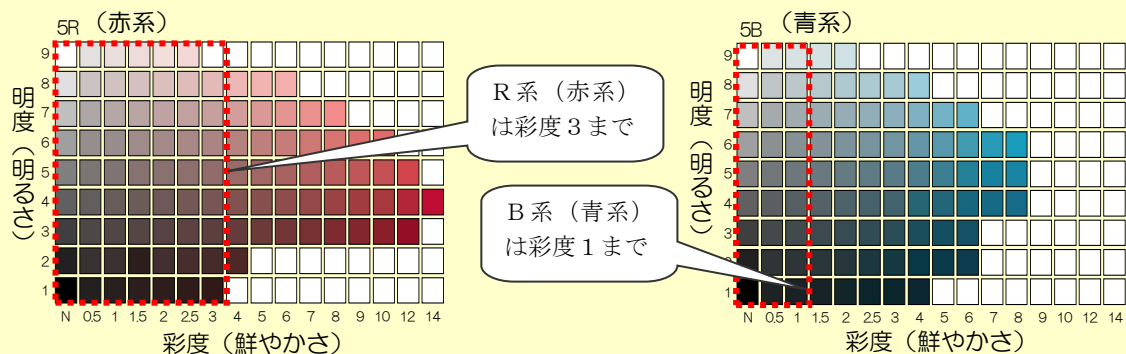
※外壁各面の10%程度はこの限りでない。ただし、周辺との調和に配慮すること

※周辺との調和に配慮した自然素材や伝統的工法の素材の色についてはこの限りでない

※景観審議会の意見を聞き、市長が景観形成上支障がないと認める場合においてはこの限りでない

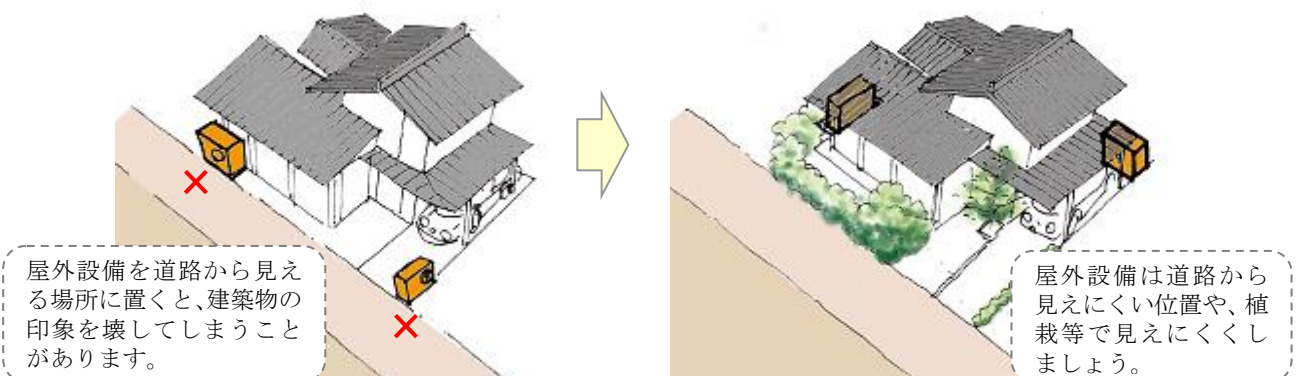


- マンセル値とは？ 1つの色を、色相（色合い）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の3属性を用いて、数値等で表したものです



⑤屋外設備等

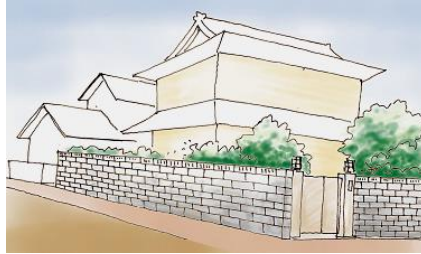
- ・屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること
- ・受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えないう配慮すること



⑥緑化・外構

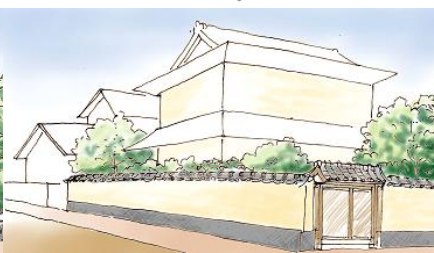
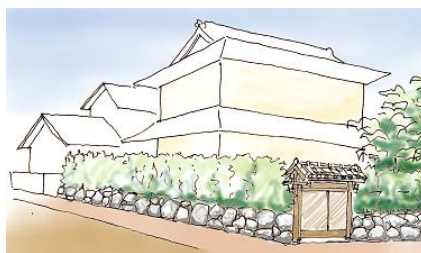
- ・塀、垣、柵等を設ける場合は、歴史的な建造物や自然との調和に配慮した生垣、板塀、土塀等の設置に努めること。ただし、やむを得ず道路等の公共空間に面してブロック塀を設ける場合は、高さや意匠などの修景に工夫するよう努めること
- ・工場等は、道路等の公共空間からの眺望に配慮し、緑化による修景に配慮すること

コンクリートブロック塀よりも、生垣や板塀、土塀を設置することで、歴史的な建造物と調和したまちなみをつくることができます。



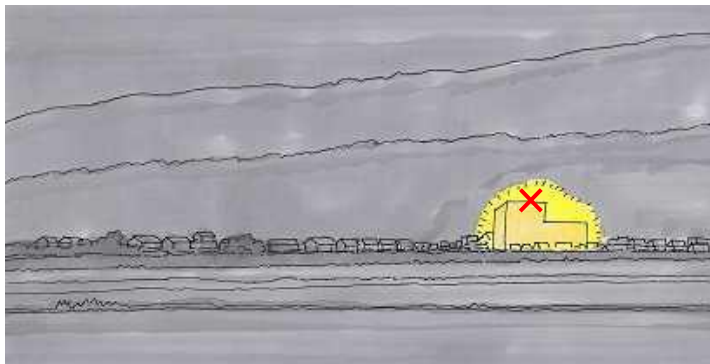
●補助制度があります

生垣、板塀、土塀を設置する場合は、補助制度が活用できます。詳しくは都市計画課までお問合せください。



⑦夜間照明

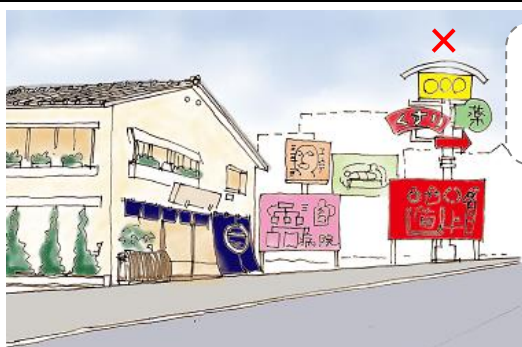
- ・ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること



建築物や工作物にライトアップを行う場合は、点滅照明やネオン管の使用を避け、居住環境に配慮した明るさにしましょう。

⑧屋外広告物

- ・広告物を掲出する場合は、奇抜な形状を避け、歴史的な建造物等と調和したデザインや低彩度の色彩となるよう努めること
- ・窓面利用の広告物・広告幕の掲出は避けるよう努めること
- ・点滅する光源、サーチライト等の強い光を発するものは避けるよう努めること



広告物の形状や色は、歴史的な建造物などと調和したデザインにしましょう。

広告物の照明は、点滅照明やサーチライトの使用を避け、間接照明などの落ち着いた照明にしましょう。



□都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

○届出対象：開発区域面積 1,000㎡以上

- ・長大な法面または擁壁が生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のような配慮をすること
 - <法面>・出来るだけ周囲と調和する構造及び形態とし、出来る限り緩やかな勾配で長大とならないよう配慮し、またラウンディングを行うなどして圧迫感を軽減させるよう配慮すること。また、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するように配慮すること
 - <擁壁>・構造、形態、意匠及び素材等の工夫により圧迫感を軽減するよう配慮し、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するよう配慮すること

□土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

○届出対象：区域面積 1,000㎡以上

- ・敷地周辺の緑化により、周囲からの遮蔽に配慮すること
- ・長大な法面または、擁壁が生じないように配慮すること
- ・行為終了後は、周辺の植生と調和した緑化に配慮すること

7. 届出の流れ

